

H24.08.09 通常総会承認

H26.12.11 臨時総会承認

役員報酬支給規則

平成27年4月1日

公益社団法人群馬県歯科医師会

公益社団法人群馬県歯科医師会役員報酬支給規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人群馬県歯科医師会（以下、「本会」という。）定款第30条の規定に基づき、本会役員に支給する報酬の額ならびに支給方法等を定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(支給)

第2条 理事及び監事に対しては総会で定める総額の範囲内で、報酬として支給する事が出来る。

2 役員には、職務遂行に関する費用弁償をする事ができる。支給基準については理事会でこれを定める。

(支給の対象)

第3条 この規則により報酬の支給を受ける者は、定款第23条に規定する役員とする。

(報酬の額)

第4条 報酬基礎額は月額とし、次の通りとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 会 長 | 115,000円 |
| (2) 副会長 | 65,000円 |
| (3) 専務理事 | 80,000円 |
| (4) 常務理事 | 60,000円 |
| (5) 理 事 | 40,000円 |
| (6) 監 事 | 20,000円 |

(報酬の支給時期)

第5条 報酬は9月及び3月に6か月分をまとめて支給する。

(中途退任者の支給方法)

第6条 任期の途中で退任した役員の報酬は、退任した日の属する月の報酬まで支給する。

(死亡した役員の報酬の受取人)

第7条 在任中死亡した役員の報酬は、遺族に支給する。

(規則改廃の手続)

第8条 この規則は、総会の決議によらなければ改廃することができない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

2 この規則は、認定法第4条の認定を受けた日（平成27年4月1日）から施行する。

H24.08.09 通常総会承認

H26.12.11 臨時総会承認

役員退職金支給規則

平成27年4月1日

公益社団法人群馬県歯科医師会

公益社団法人群馬県歯科医師会役員退職金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人群馬県歯科医師会（以下、「本会」という。）定款第30条の規定に基づき、本会役員に対する退職金の支給基準を設け、その適切な運用を図るために定めるものである。

(支給の対象)

第2条 この規則により退職金の支給を受ける者は、定款第23条に規定する役員とする。

(退職金の原資)

第3条 退職金を支給するため、毎年一定の額を積立て、これを役員退職積立金とする。

2 積立金の額は毎年予算をもって決定する。

3 積立金は他に充当することができない。

(支給)

第4条 退職金は次の各号の一に該当する者に支給する。

(1) 任期を満了した者

(2) 在任中死亡した者

(3) 辞任届を提出し受理された者

(額の算定基準)

第5条 退職金の算定基礎額は、次の各号に定める金額に在任年数を乗じて算定する。但し、在任年数の計算に当って1年未満の端数（月数）を生じた場合には、その月数を12で除した数を小数点以下2桁において四捨五入して年数に加え、その数を在任年数とする。

(1) 会長 900,000円

(2) 副会長 240,000円

(3) 専務理事 400,000円

(4) 常務理事 170,000円

(5) 理事 150,000円

(6) 監事 70,000円

(支給の時期)

第6条 退職金は役員退職後1か月以内に支給するものとする。

(死亡した場合の受取人)

第7条 死亡した者に対する退職金は、遺族に支給する。

(規則改廃の手続)

第8条 この規則は、総会の決議によらなければ改廃することはできない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規則は、認定法第4条の認定を受けた日（平成27年4月1日）から施行する。